

今月の窓

割り切られた安全

志賀原発2号機運転差止訴訟一審判決（06年3月24日：金沢地裁：井戸謙一裁判長）は、「外部電源の喪失、非常用電源の喪失、配管の破断、シュラウド（注：原子炉圧力容器内部に取り付けられた円筒状の隔壁）の破断、冷却材の減少・喪失等」を列挙し、「様々な故障が同時に、あるいは相前後して発生する可能性が高く、そのような場合、被告が構築した多重防護が有効に機能するとは考えられない」と指摘、「周辺住民の人格権侵害の具体的危険は、受忍限度を超えているというべきである」とし、運転差止めを命じた。今回の福島第一原発の事故を予見したような判決である。

この判決とは対照的に、浜岡原発訴訟一審判決（07年10月26日：静岡地裁：宮岡章裁判長）においては「耐震設計審査指針等の基準を満たしていれば安全上重要な設備が同時に複数故障するということはおよそ考えられないから、耐震設計審査指針等の基準を満たしていることに加えて、さらに地震発生を共通原因とした故障の仮定をした安全評価をする必要は認められない」などとし、原告の主張を全面的に退けている。判決に先立ち、07年2月16日に被告側証人として出廷した斑目春樹氏（現原子力安全委員会委員長）は、「（可能性のあるものを）全部組み合わせていったら、ものなんて絶対造れない。だからどこかで割り切るので」と証言している。

まさに「割り切られた」安全の下で、福島第一原発の事故が惹起され、原子力発電の「安全性」や「経済合理性」は、一定の条件（明治三陸大津波のような大津波は発生しない、複数のトラブルが同時複合的に生じる事態は考えない…）の下に成り立つものでしかなかった、ということが明白になった。

一方、事故処理対応には、必ずしも論理的に説明されないものが多い。汚染水の大量海洋投棄に、全漁連会長は全国の漁業者を代表して猛烈に抗議し、海外からも批判の声が数多くあがった。「国際法（条約）上、有害物質などの海洋投棄は禁じられているが、条約に基づき制定された海洋汚染防止法が禁じるのは船舶や海上構造物などからの投棄で、原発からの放射能汚染水の放出は想定外」などの解説は言い逃れでしかない。「20ミリシーベルト/年基準」についても、放射線管理区分（1.3ミリシーベルト/3か月）を定めた放射線障害防止法や労働安全衛生法との法的整合性に関して論理的な説明はされていない。これらも、「割り切った」対応なのだろうか。

今回、このような大規模な事故が生じた場合、その制御・収束は困難を極め長期を要するという事実、また、その被害は深刻・広範囲・多岐にわたり、その賠償責任は甚大なものとなるという事態が架空の話ではなく現実のものとなるということが思い知らされた。

原発事故と因果関係のある全ての損害は、いかに巨額であろうが、どのような手段をとってでも全額賠償されなければならない。無過失である被害者の経済的損害・精神的損害を全て回復することが、惹起された不条理を正すことであり、公正と正義を守ることである。原子力損害賠償法における国の責任が不明確なのであれば、立法過程で議論されたとおり「国家補償」を法改正により明確に措置すべきである。甚大な被害をもたらす危険を内包するシステムを推進した国、それを是認し原発立地地域にリスクを負わせてきた電力利用者が、賠償に線引きをすることは決して許されることではない。

（株）農林中金総合研究所 専務取締役 岡山信夫・おかやま のぶお